

議案第 4 号

八幡浜市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市個人情報保護条例等の一部を改正する条例  
(八幡浜市個人情報保護条例の一部改正)

**第 1 条** 八幡浜市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 223 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(削除の請求)</p> <p>第 17 条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>番号法第 29 条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> <p>2 (略)</p>	<p>(削除の請求)</p> <p>第 17 条 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>番号法第 28 条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p> <p>2 (略)</p>

(八幡浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第 2 条** 八幡浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 3 条 八幡浜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条に次の 1 号を加える。</p> <p>(7) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を同法第 26 条において準用する場合を含む。）</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をい</p>	<p>第 3 条 八幡浜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条に次の 1 号を加える。</p> <p>(7) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をい</p>

<p>う。</p> <p>(略)</p> <p>第20条の2に次の2項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>う。</p> <p>(略)</p> <p>第20条の2に次の2項を加える。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者</p> <hr/> <p>_____（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項_____</p> <hr/> <p>_____）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p> <p>(略)</p>
---	---

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため。